

平成24年第6回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年3月26日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員 外松和子
同 委員 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第24号 練馬区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第25号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第26号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第27号 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成24年陳情第1号 大泉小学校特別支援学級宿泊学習についての陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成24年陳情第2号 練馬区特別支援学級合同宿泊学習に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
平成24年予算特別委員会における質問項目について
学校給食における放射性物質検査結果について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時30分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	阿 形 繁 穂
生涯学習部長	中 村 哲 明
学校教育部庶務課長	岩 田 高 幸
同 新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	山 根 由 美 子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	小 金 井 靖
同 スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者8名

委員長

それでは、ただいまより平成24年第6回教育委員会定例会を開会する。本日は傍聴の方が6名お見えになっている。

本日の案件であるが、議案4件、陳情6件、協議1件、教育長報告3件である。

(1) 議案第24号 練馬区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

委員長

はじめに議案である。議案第24号 練馬区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則である。

では、この議案について説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。では、各委員のご意見、ご質問を伺いたいと思う。

安藤委員

質問である。「改正の内容」の(1)「ウ 児童館に関すること(光が丘なかよし児童館の目的外利用に関するものを除く。)」と言っているが、その内容について。それから、ウ、エ、オ、それからキについては施設や機関についてなのであるが、カだけ「保育に関すること」になっている。保育園に関することとの違いというか、その範囲みたいなものを教えていただけたらと思う。

庶務課長

光が丘なかよし児童館の目的外利用であるが、児童館については児童館条例で開館時間と運営時間が決まっているけれども、それ以外の時間については本来の目的とは違う目的で貸すということで貸し出しをする。それについては児童館の本来の事業ではないということで、その分は除く形で記載させていただいている。

あと、保育園に関すること、それから支援センターに関すること、学童クラブに関することがあるけれども、施設運営とともに、それ以外の教育関係の事業であるとかそういったものもあるので、そういったものを含めているとご理解いただければと思う。

教育長

なかよし児童館とは、センターの中に入っているものであるか。

庶務課長

そうである。

教育長

そもそも目的外の使用の部分については、区長のほうから教育委員会に委任もされていない。だから、そのまま教育長の再委任されても入っていないということで、例えば目的外で一般の人に貸していることもあるのだと思うが、それはあそこのセンターの全体運営の中で処理をする、つまり区長が処理をすることになっていて、その部分については教育委員会に今回委任をしなかった。だから、そのまま教育長にも再委任しないということである。

委員長

今ので少し明確にわかったかと思う。区民の皆様がほかのことで活用する場合ということであった。

ほかにはいかがであるか。

今回出されているのは組織改正に伴うことであるので、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、承認いただいた。議案第24号については、「承認」とする。

(2) 議案第25号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第25号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則である。この議案についての説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。
質問、ご意見、お伺いしたいと思う。

天沼委員

2つほど。後のほうにも詳細な資料はあるけれども、保育補佐員と保育補助員の違いをわかりやすくご説明いただきたいと思う。

それからもう1点は、新旧対照表の2ページであるけれども、「学童クラブ育成協力員」のところの任期の部分であるが、「再任後の通算任用期間は4年を超えることができない」とあるけれども、このことについてのご説明をお願いしたいと思う。

庶務課長

まずは保育補佐員と補助員の違いである。ほかにも記載しているけれども、まず保育補助員については特例保育、それから延長保育の補助といったところである。保育補佐員については、基本的に普通の保育園で保育をする上での補助といったところである。

それから任期の関係であるけれども、これは端的に言えば、5年までは勤められるということである。1年の任期であるので、その更新を4回やると5年になるので、5年の任期で進められることから、4回までの更新が可能でといった表現である。

以上である。

教育長

保育の場合は、補佐員と補助員とすごくわかりづらいのである。補佐員はどちらかという保育そのものの補助であるから、保育士の資格を有している。保育補助員の場合には、今、課長が申し上げたように特例保育であるとか延長保育であるとか、正規の職員ではなかなか対応しづらい部分について、保育士の指示に従いながら、文字通り補助するという役割を担っているものであるから、特に保育士の資格は求めていない。であるから、そういう意味では補佐員のほうが正式な保育の補助をやるし、補助員のほうは飛び出た部分というのか、時間を超えて預かった場合の中に助けに入るといったこと

で区分けをしているところである。なかなかわかりづらくて申しわけない。

委員長

ありがとう。

今、教育長からもなかなかわかりづらいというご説明をいただいた。こういう正規職員以外で保育を充実させていくとか、また、区民の皆さんからのいろいろなニーズにこたえていこうとすると、少しずつ現状を補って、その要望にこたえていくスタイルをどうしてもとっていくので、なかなか言葉上、どう分けていくかというのはすぐにはわかりにくいこともあるけれども、ほんとうに皆さんのご要望に、よりこたえて保育を充実させていこうということで、こういう補佐員とか補助員とかという制度が少しずつ整ってきているという区の現状がある。

ほかにはいかがか。

内藤委員

資料2の2ページ目の「子ども家庭支援相談員」の「3 児童相談業務に関し相当の知識、経験を有する者」と、それから次のページのところもやはり「学童クラブ育成協力員」のところで、こちらは「学童保育または障害者支援に関し相当の知識、経験を有する者」とあるが、具体的にはどういう方を想定しているのか。

庶務課長

具体的にと言うと、こういったものについてほかの自治体でもいろいろとこんな制度があって、そちらのほうで経験していたことがあるとか、そういったような方があるかと思う。あとは、ある程度こういったものについて、専門のところで学んできたとかそういったような方が対象になるのかなと考えているところである。

実際には、ある程度経験がある方をこういったものに活用したいということもあって、このような形での経緯になっているところである。

教育長

今、子ども家庭支援センターで、本来であれば社会福祉士とか保健師、それからここに書いてあるけれども、心理学を学んだ人ということなのであるが、そういう人ではなかなか解決しない問題もいっぱいある。福祉の関係でもいろいろな分野の相談を一緒にしないと、子ども家庭支援センターは子供だけに目をやるのではなくて、今度は親を支援していかなければいけないというスタンスがある。そうすると、いろいろな場面でそういう専門的な知識であるとか経験であるとかが必要になってくるものであるから、あまり資格を限定的に書いてしまうと、それ以外にものすごくいろいろな幅広い視野で、資格はないけれどもそういう経験を積んだ人が落ちてしまう。そこで、こういうところを置いておいて、面接の中でいろいろな経験とかを聞きながら、その経験によっては、この人は必要なと思う人はやっぱり採用する部分を残しておくということで、こういう表現をさせていただいている。

内藤委員

今のご説明でよくわかった。採用のときの面接等でやはり幅広く採用できるということは、とても有効なことだなと思った。

委員長

逆に、また心強い。こういうふうにいただいていると、そういう方たちのキャリアも生きるということで。

ほかにはあるか。

では、まとめていきたいと思うが、この議案第25号については「承認」でよろしいか。

委員一同

異議なし。

委員長

それでは、議案第25号については「承認」とする。

(3) 議案第26号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第26号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則である。

この議案について、説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

では、ご意見、ご質問を伺いたいと思う。

教育長

これは幼稚園のことだけを言っているけれども、職員全体にかかわることで……。

庶務課長

そうである。区の職員は区の規則で改正している。

教育長

制度としてこういうのはできたということである。

委員長

では、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、「承認」ということでよろしいといただいたので、議案第26号については「承認」とさせていただきます。

蛇足になるけれども、個人的に質問させていただいてよろしいか。

最近若い世代の方たちは男性でもこういう休暇をとったりとかする方もいらっしゃるみたいだけれども、現状はいかがか。

庶務課長

数は把握していないけれども、やはり共稼ぎしているとそれぞれ事情があるので、ケースとしてはないわけではない。どちらかという、若干女性のほうがまだ多いかなというところはあるけれども、男性の取得も出てきているところはある。

委員長

ありがとう。

(4) 議案第27号 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則

委員長

では次の議案である。議案第27号 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則である。この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

ご意見、ご質問等あるか。

天沼委員

これは公務災害で被害に対してで、それが完治するまでにかかった費用に対してということではなくて、この基準で査定するという考え方であるか。

庶務課長

公務災害により休業した場合の休業補償の規定であり、新旧対照表のところを見ていただきたいと思うけれども、第4条のところに休業補償として補償基礎額の100分の60に相当するものを支給することになっているので、公務でお休みした場合には、その日額であればその日額、100分の60を休業補償として出す形になっている。であるから、休業補償のもととなる額のそもそもの計算の仕方を規定していたものである。

委員長

非常勤職員の方が公務災害等で休業したときの補償を定めたものだということである。では、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それではご承認いただいた。まとめたいと思う。議案第27号については「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成24年陳情第1号 大泉小学校特別支援学級宿泊学習についての陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成24年陳情第2号 練馬区特別支援学級合同宿泊学習に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。

継続審議中の陳情のうち、本日は(5)と(6)について取り扱い、その他の陳情については「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのようにさせていただく。

では(5)(6)の陳情案件は関連する陳情であるので、合わせて行ってまいら。

平成24年陳情第1号 大泉小学校特別支援学級宿泊学習についての陳情書、平成24年陳情第2号 練馬区特別支援学級合同宿泊学習に関する陳情書である。

これらの陳情については、今までずっと審議を踏まえてまいった。本日は結論を出していきたいと考えている。

まず、審議に当たり、補足する内容等があったら事務局から願います。

学務課長

前回3月12日にこの陳情についてご審議をいただいた際に、委員の皆様からいただいたご質問についてはお答えをさせていただいたけれども、若干その部分で補足させていただきたいと思う。

宿泊学習については、今回3泊4日で実施していた学校について、すべて2泊3日で統一することの大きな理由の1つに、施設面での制約が大きいことをこれまでもご説明してまいった。特別支援学級の人数が増えるに伴い、グループが増え、全体の日程の中で3泊4日で組むことが非常に困難になったところが今回の見直しの大きな理由であるけれども、それに際して、時期をもう少し広くとれば3泊でもできるのではないかというご意見、ご質問をいただき、その点についてお答えが十分ではなかったものであるから、本日改めてご回答させていただく。

これまでも宿泊学習では教育課程として実施をしてまいったので、まず夏休みについては実施の対象期間からは外している。夏休みが土曜授業の実施に伴い、これまでどおり8月いっぱい夏休みになるということで、夏休みが延びたことによって宿泊学習を組める日程が従来よりも若干短くなることがまず1点ある。また、この宿泊学習については単独の学校ではなく、幾つかの学校、グループで行っているのだから、当然その学校の行事と重ならない中で日程を組むことがある。そういった中で、単独の学校で行事を組むよりもさらにいろいろな制約があることが理由としてあるし、自然の中で日常の学校生活、学校の中では体験できないようなことをするというので、気候の面も大きな要素としてある。海方面についても、必ずしも泳いでいる学校ばかりではないけれども、特に山方面については気候が厳しくなる11月中旬以降については、なかなか日程を組むのが厳しいということで、実施ができる時期としては5月の連休明けから11月の頭までという中で、これまでも各グループが割り振りをして日程を決めてまいった。そういったことから、これまでもすべての学校を3泊4日で行うことは日程的にも厳しいため、新設校については2泊3日をお願いしてきたということがある。今、申し上げたように夏休みが従来どおりになるということ、また、学校がさらに増える、中学校についても生徒数の増加に伴い、グループを2つに分けることから、これまでどおりの日程を当て込むことが非常に困難になったことが大きな理由である。

あともう1点、これについては前回もお答えさせていただいているけれども、グループで行った際の施設的な余裕ということであれば、もう少し校数を増やしてということについては、前回もお答えしたと思うけれども、障害のあるお子様ということで、その対応については特段の配慮が必要であることから、まずは貸し切りで行うことが重要であるということ。また、お子さんについて、興奮状態になったとき等に落ちつけるような部屋の確保が必要であることから、すべての部屋が100%に近い状態で稼働という

ことになると、そういうふうな部屋も十分とれないということで、これ以上学校数を増やすことは困難であるということからも、今回、設置校長会とも十分協議をさせていただいた上で、小学校の宿泊学習については2泊3日で統一させていただきたいという結論に至ったということである。

これまでも説明をさせていただいてきたものと重なると思うが、改めて本日説明をさせていただいた。よろしく願います。

委員長

ありがとう。

進め方であるけれども、まず平成24年陳情第1号について、各委員の皆様からご意見をいただき、その際、採択もしくは不採択という形でご意見をいただけたらと思う。よろしく願います。

教育長

この問題については何回か教育委員会の中でも議論をさせていただいた。私も再三申し上げたけれども、また、陳情も読ませていただいた。親御さんの思いが書かれていて、これまで練馬区の中で長い歴史をかけて積み上げてきた特別支援教育の質を大変評価していただいていることは大変ありがたいことだと思っている。また、私としてはこれから安全性であるとか、今、課長からあったように設備的な要因を考えたときに、全体の特別支援教育の充実を底上げしていく方向性の中で、やはり一定の改革は必要であると言わざるを得ないと考えている。そういう意味では、これも従前申し上げているように、持続可能な特別支援教育の質の向上というか、維持というか、そういうものをきちんと図っていくためには、一定程度対応をとらざるを得ないかと思っている。

いずれにしても、教育課程の編成権は校長にあるわけであるけれども、この特別支援学級の設置校長会が一致して、今回こういう改革をぜひということで協議の依頼があって、事務局としてもそれをやはり重く受けとめるべきだろうと思っているので、私としては、大変心苦しいけれども、この陳情については不採択としていただきたいと申し上げる。

安藤委員

まず、遠泳についてであるけれども、前回あまり触れることができなかったのだが、障害のある児童にとって遠泳をするときに沖に向かって泳ぐことがすごく難しいから、沖までボートで子供たちを連れていって、沖から陸へ向かって遠泳をするというようなことを伺った。そういう工夫をして、また、遠泳を達成するために、通常学級の人より早い時期から水泳の授業を始めるなど、子供たちにとって高い効果をねらっていることや、先生方だけでなく補助の方々も協力を得て、できる限りの安全を確保されているという印象を受けた。しかし、遠泳というのは、安全確保ができない限り、健常者であろうと障害者であろうと、普通学級の生徒であろうと、特別支援学級の生徒であろうと、私は実施するべきではないのではないかと思う。命を預かっている以上、安全確保は責任があると考えている。

教育委員になって間もないころ、中学校1年生の遠泳について中学校の先生からお話を聞いた際に、その安全確保の大変さについてのお話をたくさん伺った。我が子も遠泳をした。臨海学校に参加して、遠泳をしたのだけれども、何の心配もせずに参加させたけれども、そのときに先生方の苦労などを伺い、その年のすべての臨海学校が終了したときに事故がなかったと聞いて、すごくほっとしたことを今でもよく覚えている。

今、もしものときということが懸念される中で、中学生より小さくて心理的な影響を受けやすい子供たちに、あえて遠泳用のプログラムを組むことは慎重にならざるを得ないと判断し、別々になって申し訳ないけれども、遠泳については不採択としたいと思う。

天沼委員

同様の意見である。やはり遠泳は、今、安藤委員がおっしゃったように、いつ地震が起こるかわからないというような時期に、あえて実施するというのは非常に無謀だという感じもしている。いくら安全対策をしても、それを超える災害被害があり得るわけで、今回、そういったことがあったわけであるから、今後ないというわけではない。東海地震がいつ起きるかわからない時期に、それでもなおかつ練馬区が実施するというのは根拠がないのかなと思う。

それからもう1点、やはり2泊3日に変更ということであるけれども、これは全体計画の中でやむを得ないことかと思う。特別支援学級がさらに今後も増えることからすると、先ほどご説明があったように、貸し切りで実施しなければならない。そうするとほかの障害のない学校でも実施するわけなので、スケジュール調整ができないのであれば、やむを得ないであろうと思う。宿泊学習の意義は参加された保護者の方々がお書きになっていて、非常に大切な意義を教育課程の中で占めているとは感じたけれども、そういった子供たちの自立を図るための教育活動をほかにまた求めて教育課程を改定してやっていただきたいという印象を、読ませていただいて持った。

以上である。

内藤委員

遠泳のことから先に私も話をしたいと思うが、今回の東日本大震災の検証とか教訓からも、津波がその土地の状況とかさまざまな条件によって予想をはるかに超えるようなこと、状況が起こり得る可能性もあるのだらうと思う。であるから、万全を期して、いろいろな手立てを打っても、それを超えるものが起こる得る可能性があるのだという認識を持つことが大事かなと思った。

現在、大地震が起きる予想をされている中で、なかなか自己判断ができない子供たちの安全確保はやはり難しいのかと思い、命にかかわるリスクをおかしてまで実施しないで、何か別の方法をとっていただくことができないものかと思い、これについては採択はできかねるかと思う。

あと、1号、2号と一緒に絡んだ話に、あとは同じことだと思うが、教育長もおっしゃっていたが、私もこの陳情を読み、4校の今までの教育に対して、保護者の方が大変、その目的とか意義について深い理解と、絶大な信頼や支持を寄せていらっしゃることは、ほんとうはこれは教育委員会として大変にありがたいことなのだとつくづく

思っている。私もかつて保護者とともに、特別支援学級の授業とか指導を見学する立場にいたので、4校の先生方が、学校を上げてだとは思いますが、大変熱心にご指導されていることは、ほんとうに肌で実感しているところである。それから、いろいろな相談を受けたりしているときにも、4校の卒業生の保護者の方から、4校のおかげで我が子がのたくましい姿、成長した子供の今の姿があるのだということを、ほんとうにしみじみとおっしゃったお話を何度も伺ったり、大変感謝しているという言葉も何度もお聞きした経験がある。であるから、私はこの陳情の1号、2号ともよく読んで、大変共感する部分がたくさんある。特に2号のほうの3番の(1)のところに、本学級における宿泊学習の単発的な行事の1つではなく、日常積み重ねる学習の集大成として目に見える目標設定が有効な子供たちにとって、重要な節目となっているものであるということとか、2番目の1、2行のところの3泊4日でいかに効果を上げるかに焦点を当て、関係者の方々の長年の試行錯誤・実績から、洗練された無駄のない密度の高い内容になっているということ。私はこの宿泊学習には残念ながら参加していないけれども、そういうお話はよく伺っていたので、ここも大変共感できるところである。それからその次のページの最後のところの長年にわたる指導、関係者の知恵と熱意、保護者たちの思いが込められた、完成された年2回の3泊4日の宿泊学習ということも、ほんとうにそのとおりであろうということを深く共感するところである。

ただ、宿泊学習については陳情1号の理由2のところの、今回、削減する理由として4校を含む7校だけが3泊となり、他の支援学級と足並みがそろわないとあるが、私はこの点についてはいささか意見が違っており、一律日数だけで単純に比べるものではなくて、やはりそれぞれの学級が特色ある教育活動を展開しているのであるから、できればその一番効果の上がる、ふさわしい日数を確保してほしいと思っている。ただ、何度も事務局から、それと教育長からもお話があったけれども、一番に掲げられている夏休みの延長及び区内支援学級の2校増加に伴い、宿泊日程の確保が困難ということについては、やはり難しい課題だと思う。特別支援学級は今後も多分増加していくだろうということが見込まれること、それから特別支援学級だけではなくて、ほかの学級及び全校、通常学級も含めてそれぞれに一番適した時期にそういったものを計画しているかと思うので、それぞれの意義を大切にしていかなければいけないということは、4校も大事だけれども、ほかの学校のことと同じように大事に扱っていかなければならないと考えていくと、なかなかもう少し幅広く日程を広げることは、例えばキャンプファイヤーなど野外活動をするときにも11月になってくるとかなり厳しい状況になってくるのは事実だと思うので、いつでもいいわけではないだろうということも考えられるので、これもなかなか難しい相談なのかなと考えると、日程調整が難しいということはあるほどということを考える。そうすると、もうこれ以上工夫の余地がないような状況なので、やむを得ないので、3泊を2泊にせざるを得ないのかという気がしている。

であるから、この件に関しても採択できかねるという結論を申し上げざるを得ない。個人的には大変忍びないという思いがいっぱいであるが、そのような結論を出させていたでいる。

以上である。

委員長

ありがとう。

私も少しか。遠泳に関しては、今、各委員の皆様から意見が出されていたように、非常に今まで工夫された、目に見える形、そして体にしっかり刻み込める形では、そういう遠泳が行われてきたわけであるけれども、この前の東日本大震災、そして今後強い地震が必ず近いうちに起こるであろうと発表されている昨今から考えると、遠泳はほんとうに生命の危険、それから生命の存続の有無がかかっていることなので、その辺を再度確認していただき、そのために大切な子供の命を落としてしまっは元も子もないので、どうやってそれにかわるものができるかという新たな工夫を、それは通常学級もみんなそうだと思う、していかなければいけないときを迎えている過渡期なのかと思う。

また水泳のよさ、すばらしさ私も十分認識している。であるから、日ごろの教育活動の中でもさらに水泳を通していろいろな感覚を養っていく、いろいろな気持ちを育てていく、その辺はまた充実させていただいて、ただし、遠泳についてはいろいろな現状を考えると、不採択とせざるを得ないのかと私も思う。

3泊4日については、内藤委員が私と同じような思いを発言してくださった。私もいろいろな学校をお伺いしたときに、現場の先生、そして校長先生方から、近年は特別な支援を要する子が非常に増えていると。通常学級にいるけれども、やはり担任の先生だけではとても手が足りないというお話をほんとうによく伺う。先ほど課長からもお話があったが、やはり少しずつ区としても特別支援学級を増設していかなければならない現状がある。それはまた区民の親御さんからの強いニーズでもあるわけである。練馬区の現状を考えると非常に困難な状況があることをぜひご理解していただいて、泊数は1泊減るけれども、2泊3日の中で今までの貴重な経験を生かして、2泊3日でもこんなに充実したいい宿泊学習ができるという検討をお願いせざるを得ないかと判断している。

したがって、2泊3日となることは私も心苦しいが、この件に関しては不採択とさせていただきますたいと考えている。

それでは、ここでまとめたいと思う。平成24年陳情第1号については、「不採択」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、平成24年陳情第1号は「不採択」とする。

次に平成24年陳情第2号について、各委員の皆さんより、採択もしくは不採択のご意見をいただきたいと思う。

教育長

先ほど申し上げた理由と同様である。この陳情についても不採択としていただきたいと考えている。

安藤委員

内藤委員と委員長がおっしゃった分と重複してしまって申しわけないけれども、通常学級であっても4校以外の支援学級であっても、教育効果という点においては宿泊学習は大変な効果があるものだと思う。もちろん特別支援学級の子供たちには特別な配慮や適した教育環境が必要だということも思っている。4校の子供たちの宿泊回数や宿泊日数を確保するために、4校より短い宿泊数で宿泊学習を行っている4校以外や通常学級の宿泊回数を調整することは難しいと思う。

私たち教育委員会としては、どの子供たちも練馬区の子供たちなので、子供たちにとってできるだけいい方法をとればいいと思うけれども、物理的に難しいということであれば、日々の学習を含めた場面で、他の方法を模索するべきなのかもしれないと思う。よって不採択とする。

内藤委員

私は先ほど1号、2号、一緒にお話しさせていただきました。

天沼委員

私も先ほどと同じだけれども、4校合同で宿泊学習をやるというのは非常に大きな意味があって、それぞれの実践を持ち寄って、そこでさらに各学校の連続性ある学習の中で宿泊学習を通して子供たちの自立を図っていくという、非常に大切な機会であると思うけれども、それは日程的な問題でしかないのではないかと思うが、スケジュールが組めないという先ほどのご説明があったので、これはやむを得ないだろうと。

そのかわり、4校合同の子供たちの自立を目指した、自立に向けて何か新しいカリキュラム、イベントなどそういったものを企画していただいて、子供たちに自分たちの力でやっていくという達成感が得られるような実践を改めて起こしていただければ、そのねらいは宿泊学習以外のところを合わせて、宿泊学習と合わせて達成できるのかなとも思う。これをまだこれからの担当者の皆さんのご努力、ご尽力に寄るものなのだけれども、スケジュール的にもやむを得ない、しょうがないという先ほどのご説明からすれば、そういう違う教育方法と申すか、そういった実践を改めて新たに開発して、ねらいを遂げていただきたいと思う。

結論を申すと、3泊4日を2泊3日に変えることはやむを得ないと思う。

委員長

私も先ほどと重なってしまうけれども、とにかくこの3泊4日の宿泊学習が、今まで行われてきたことがすばらしいといういろいろなところで評価されていることは、私も自分の子供の同級生にそういうお子さんがいて、その親御さんからも伺っているので、その辺のことが十分によくわかる。しかし、支援を要する子供たちがほんとうに増えてきている現状にも目を向けていただきたいし、またそういう新たなお母さん方の声にもやはり耳を傾けていただいて、ぜひご理解いただきたいと思う。

それで、土曜日か日曜日を使えばいいではないかという声もあったけれども、それをしてしまうと、今度は平常の学校生活に子供たち、それから先生方に大きな負担を強い

ることになって、また普通の学校生活がなかなか予定どおり、または思うように行かないことが発生するので、やはり月曜日から金曜日の中で実施していくことが子供たちのこと、または指導していただく先生方のことを考えると、適切ではあるかと思う。

であるので、1泊少なくなるが2泊だから、1泊だとすぐにお家に帰ってしまうという気持ちにとられるかもしれないが、2泊だからまだまだ家から離れているという実感は子供たちの中に持ってもらって教育に当たることができるのではないかと思う。2泊3日の中で有意義な工程等を工夫していただいて、合同宿泊学習をしていただけたらと願う。

いろいろ考えて、不採択とさせていただきたいと思う。

では、ここでまとめたいと思う。平成24年陳情第2号については「不採択」でいいか。

委員一同

はい。

委員長

では、平成24年陳情第2号は「不採択」とする。

平成24年陳情第1号、第2号は不採択という結果になったが、ほんとうに皆さんがおっしゃっているように、宿泊学習は重要な教育活動の1つである。今後、各校が限られた条件の中で充実した宿泊学習が実施できるよう、担当の関係部署はサポートをぜひよろしくお願ひしたいと思う。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

(1) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

委員長

では、次に協議案件である。

協議(1)練馬区教育振興基本計画の策定についてである。この協議案件であるが、前回決定した素案に対して、区民意見反映制度、パブリックコメントでご意見をいただいているところである。ついては本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、この協議案件は継続とする。

(1) 教育長報告

平成24年予算特別委員会における質問項目について

学校給食における放射性物質検査結果について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は3件、ご報告がある。

委員長

では、報告の について願います。

教育長

資料5である。「平成24年予算特別委員会における質問項目について」ということでお出しさせていただいているので、何かあればご質問いただければと思う。

以上である。

天沼委員

大きな1の「学校選択制度における生徒数格差の解消について」ということで、同じ中学校、同じ学校区に、小学校から進学して中学校間で格差が生じてきているという話をいろいろなところで聞くように、最近耳にするようになって、この辺のところの取り組みで、選択制度をどうするかとかそういった場合、どういう取り組みをしていくのかというような、何かお考えがあるか。

学務課長

練馬区においては、平成17年度からは学校選択制度を中学校において実施している。一度、平成20年に検証を行い、生徒数の格差が広がるのを防ぐために、選択希望による受け入れ枠の上限を定めたということ、また、それに基づいて適切に抽選を行うということで、現在、その検証結果での改善策をもとにまた実施していることではあるが、一方で、やはりもともと学齢の人数が多い学校等はなかなか選択希望ができないとか、できたとしても10名とかそういった非常に厳しいところが出てきているところで、学校間における生徒数の格差がなかなか縮まらない点がある。

そういった中で、今回の予算特別委員会に限らず、さまざまなご意見をちょうだいしており、そろそろ2回目の検証を行う必要があるのではないかとということもいただいている。平成24年度について、この選択制度について今後どうするか、また、現状での課題等について改めて見直しをする時期に来ているのではないかと考えている。

また、さらには子供たちが行きたいと思えるような各学校の取り組み、特色ある学校活動を行っているけれども、それについても教育委員会としてやはり部分的に小規模校については十分な支援が必要ではないかというご意見もいただいているので、そういったことも踏まえて検証については着手できればいいかと思っている。

天沼委員

わかった。

安藤委員

1の「 小学校外国語活動と中学校英語について」、具体的にどんなことを。

教育指導課長

ここでは、質問としてあったのは、小学校の外国語活動が正式に導入してきたというより、特に中学校1年生の部分での英語の学習がどのように変わるのかというあたりのことと、それからもう1つは、この質問をされた委員は中学校の英語については特に会話力、会話の力を重視して英語教育を行っていくべきだということの中で、会話についての到達度というか、中学校英語における会話力の到達度について、もう少し明確にして指導していく必要があるのではないかというご質問であった。

それに対して、1番目のことについては小学校で英語活動が入れば当然中学校の英語は変わらないを得ない。特に導入部分で聞くこと、話すことに中心を置いてきた小学校の英語活動の継続として、中学校1年生の導入段階でもやはり聞くこと、話すことに重点を置いて行うべきだろうというところで、今、中学校の英語も変わってきているということ。

それからもう1つ、会話力の到達度に関しては、これも文部科学省の検討会の中で、例えば英語検定3級程度を中学校の1つの目安にしようという方向性が出されている。これに関連して、練馬区でもCan Doリストという専門的な言葉になるけれども、そういう到達度を図るものを今、区の英語の研究会で検討している。来年度はそれを本格化させて、区としても会話力のある程度の到達度が見えるようにしていこうという動きがあるということで回答している。

委員長

ありがとう。

安藤委員

到達度というのは、小学校6年生の段階と中学校3年生と両方図っていくのか。

教育指導課長

基本的には小学校の段階ではそういう到達度は設けずに、まずは英語活動に親しむことをねらいにしている。今、私が申し上げたのは中学校3年生。中学校卒業レベルでそのあたりの到達度を目指していこうという方向で考えている。

安藤委員

ありがとう。

内藤委員

1の について教えていただきたいと思う。

学務課長

特別支援教育については、これまでもさまざまご意見があったところであるけれども、昨年、障害者基本法が改正されて共生というところの考え方がやはり出てきたわけであるけれども、特別支援教育ということと言うと、やはり今、練馬区でも特別支援学級を設置して、そういったところでお子さんをお受けしたり、教育している部分はあるけれども、必ずしもそうではなくて、通常級の中で学ぶことも必要ではないかということ。また、就学相談についても、私どもとしても、もちろんお子さんに合った一番いい選択肢を選んでいただくということで就学相談を実施しており、保護者の方のご希望、ご要望等も尊重して行っているけれども、必ずしも就学相談で学校を強制するとかそういったものではないということで、ご質問にはお答えさせていただいている。

いずれにしても、私ども、特別支援教育の重要性を十分に認識しているので、引き続き、適正に進めたいということでの答えをさせていただいた。

委員長

ありがとう。

天沼委員

「2 図書館に関する質問」とまとめられているが、11件。今回、このように多いのは特定テーマとして評価を行ったことからなのであるか。それが1点。

それから のサピエ図書館事業の実施とは、ということなのか。

光が丘図書館長

1点目、今回、例年になくご質問をいただいている。来年度、文化振興と生涯学習とスポーツ振興が首長部局に移管になるということで、科目が教育費から除かれているという部分があったことで、生涯学習に関するところに図書館が教育費、教育振興費のほうに明示づけられたことから注目いただいたと考えているところである。教育委員会でも特定のテーマで検証していただいたことも私どもにとって大変大きかったと思っている。

のサピエ図書館であるが、そちらについて、視覚障害者の情報総合ネットワークをサピエということで平成22年4月から運用開始しており、こちらの母体、全国視覚障害者情報提供施設協会というところが運営をしており、点字図書館がシステムの管理を行われているところがある。点字図書館であるとか公共図書館での資料を相互貸借、相互で資料の提供を行うということで、こちらに加入をすると、それらの視覚障害者に対するページ化された資料を相互に限られて提供できるというところがある。

今現在、光が丘図書館で提供している蔵書の何十倍という、点字データだと12万タイトルという膨大な資料の取り扱いができるということで、こちらに来年度、年会費4万円になるけれども、計上させていただいて、来年度4月から会員登録をし、資料の提

供がさらに幅広くご提供できる状況になった。
その点でのご質問でお答えさせていただいたものである。

委員長

質問していただいてありがとうございます。より詳しくわかった。

天沼委員

もう1点、図書館関係で「図書館50周年事業」という記載があるが、それについて。

光が丘図書館長

こちらが来年度、練馬区立図書館の1番目の図書館である練馬図書館が50年ということで、平成24年度が練馬区立図書館が設置されてから50周年に当たる年になる。それについて、講演会であるとか、映画会を今、検討している段階であり、来年平成25年の2月には、2週間程度アトリウムを借り、パネル展示を行いたいということで準備を進めているところである。

あわせて、ブックスタート事業が10周年を迎えるということであり、これは各館でブックスタートの会のボランティア団体をお願いをして実施している事業であるが、各館でもブックスタートのパネルをつくって展示をし、あわせてそのアトリウムでもご紹介をして、普及啓発に努めていきたいということで計上させていただいた部分がある。

以上である。

委員長

広く区民の皆様にご知っていただくということをキーにしていたかと思う。

内藤委員

もう1つ質問。「3 その他」の「教職員と心のふれあい相談員等の連携について」ということは、どういうことが話題になったのか。

教育指導課長

学校に在籍する配慮を要する児童生徒に対して、心のふれあい相談員であるとかスクールカウンセラーであるとか、さまざまな人的支援をしているわけであるけれども、それぞれが個々に動いているのではあまり効果が上がらないだろうと。要するに教職員が中心となってそういった支援員といかに連携をして進めていくのかといったことについてのご質問であった。

私のほうから、今、申し上げた心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、生活支援、それからももとの教職員、管理職も含めた情報共有ということの日ごろから心がけている。例えば日誌を共有したりとか、校内委員会を定期的を開く。こういった連携をすることで、そういった児童生徒に対して、保護者への対応も含めて、迅速に行う努力をしているということでお答えをしているところである。

委員長

ありがとう。

大事なことである。連携が非常にうまく行っていて、とても効果が上がっているという話も訪問先で伺ったこともある。また引き続きご指導をよろしく願います。

天沼委員

「3 その他」のその上の「建築工事完了に係る検査済証の未取得について」ということで、どのようなご質問があって、どうお答えされたのか、お聞きしたいのであるが。

施設給食課長

一連の報道があり、その中で検査済証が未取得ということが判明したわけだけれども、その後の庁内での検討状況であるとか、これからどうしていくのかといったことについて質問をいただいている。検査済証については、今から改めて検査済証をとることができない状況になっているので、これから、例えば学校であれば、増改築のときにあわせて施設全体を見ていく中で、適正化を図っていく。あるいは、建築の所管から、特定行政庁というけれども、指導があれば、それに基づいて、指導に従った形で対応していくと申し上げているところである。

天沼委員

今のご質問、ご説明であるけれども、もう判明した後、改築だとか進められる予定が立っている。それはそういった対象にされていることになるか。

施設給食課長

耐震化を進めていくときに、いわゆる耐震補強工事では十分な耐震性を確保できないということで、これから幾つかの学校について建てかえを予定しているけれども、その学校については当然ながら施設全体を見る中で検査済証がない建物についてもきちんと建築基準法にのっとった建物としていく。

天沼委員

わかった。

まだもう1つある。「その他」の「緊急メールシステムの導入について」、ご説明いただきたいと思います。

庶務課長

これについては、災害時において、学校側から保護者の皆さんに携帯電話のメールを使ってさまざまな緊急時の連絡をするのが緊急メールシステムである。他区では、既に導入しているところが多いけれども、区のほうではこれまで検討してきた状況で、無料のものでそういったサービスを提供するところがあり、現在PTAが基本となってやっ

同じシステムになってほしいという要望があり、それについては私どものほうでも検討してきたところである。

導入するに当たって、やっぱり既に導入されている学校のご意見なんかも伺っている中で、今のままでも十分だという意見もあるし、あとはこれもさまざま、メールの年間の利用回数によって金額が大きく違うとか、サービス内容が違うとかいうのがあり、私どもとしてもどの形がいいのかというのは整理し切れなかったところがあり、これについては議会からも早く導入したらどうかということもあり、それについては私どもとしても喫緊の課題であることは認識しているが、そういうところが整理できなかったで、その後また整理をして、早急に対応していきたいという形で対応しているところである。

以上である。

天沼委員

東日本大震災の後に、よく携帯電話が鳴って地震を知らせるということで対応していたと思うのだけれども、これが当てにならないという、何でもなような地震でも鳴っていたりとか、そんな話を聞いている。であるので、やっぱりきちとした情報をどこから発信、つまりどういう地震などのときに、あるいはそのほかの災害のときに、どこが発信基地というか、発信者になって、どの程度のものを発信するのか、その辺のところの基準と申すか、責任のある母体と申すか、PTAがやることになると、PTAも責任を持っていただければありがたいのであるけれども、その辺のところを無料だからいいではなくて、きちとしていただければ安心できるのではないかと思う。

庶務課長

PTAなんかで使っている場合には、緊急時もあるけれども、一般的なPTA活動の中での連絡といったことに活用しているのがある。行政のほう、教育委員会として入れるとなると、やはりかなり緊急時に特化した形でやる形になろうかと思うので、そうなると運動会が雨で中止になったとか、インフルエンザで休校になるとか、そういったものがどこまでできるかといった部分もあり、その辺の整理が必要かなと。

あと、このメールシステム以外にも、平成23年度に学校のホームページを更新しやすいようなホームページにリニューアルし、そこのところでも緊急時には活用ができるかなというのもあるので、さまざま多様な手段があれば、メールが災害時に機能しなくても、いろいろな形で保護者に情報が伝わるということがあるので、そういったものも含めて、今後検討していきたいと考えている。

天沼委員

よろしく願います。

委員長

検討をよろしく願います。

それでは、次の報告の にまいりたいと思う。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

何かご意見、ご質問はあるか。

ほんとうに詳細にわたる資料をどうもありがとう。どこからも検出されないということで大変安心した。また4月から基準が変わるという先ほどのお話なので、また今後ともよろしく願います。

それでは、次の報告にまいりたいと思う。報告の である。

庶務課長

資料7である。教育委員会の後援名義使用の承認事業である。平成24年3月の事業の追加分と4月の実施事業分である。お目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

ご意見、ご質問等あるか。

では、その他の報告はあるか。

委員長

では、以上で、第6回教育委員会定例会を終了する。